

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

① 地域の現状

朝日町は、山形県の中央部に位置し、東西に25Km、南北に21Kmにわたる総面積196.81K㎡である。町土の76%ほどが、国立公園をはじめとする原生林野で占めている。磐梯朝日国立公園の主峰・大朝日岳の東緑山麓地域にあり、最上川が町域の南北を約21Kmにわたって蛇行北流し、南西部は、東北のアルプスといわれる朝日連峰の大朝日岳(1,871m)や小朝日岳(1,648m)などの朝日連峰に、南東部は白鷹山地に囲まれている。

② 交通

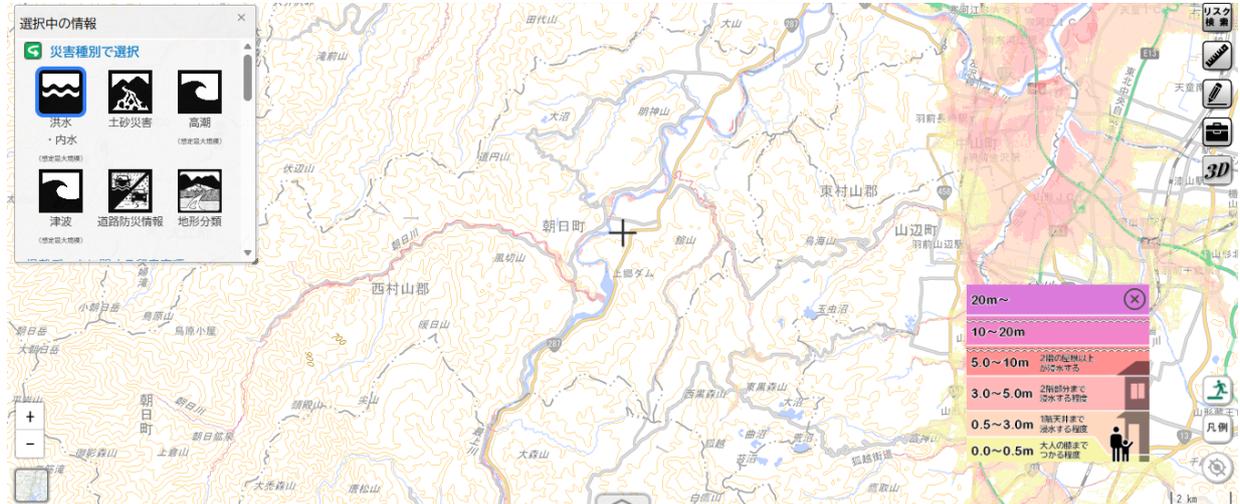
山形県朝日町は、町内を縦断する主要県道や町道が整備されており、日常の交通はおおむね安定している。ただし、冬期は積雪や凍結により一部道路で通行制限が発生することがあり、迅速な除雪対応が求められる。町では、約300kmに及ぶ除雪対象路線を確保しており、地域住民の生活道路や通学路を優先的に除雪している。

(朝日町全体マップ)

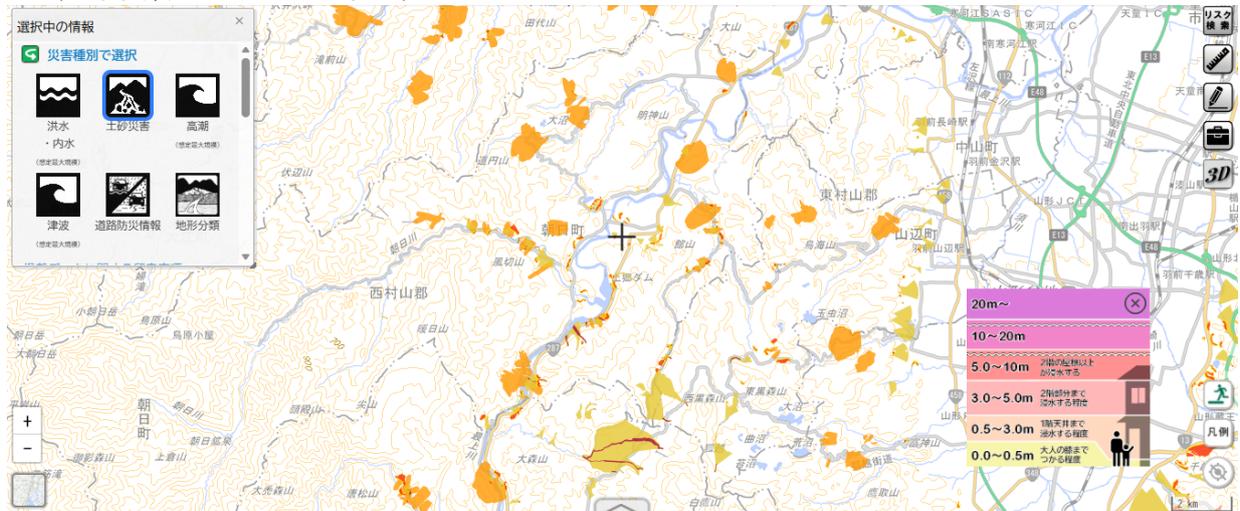


(洪水：ハザードマップ)

国土交通省のハザードマップポータルサイトによると洪水、高潮、津波による被害の危険性は少ないが、朝日町地域防災計画では、融雪期や豪雨により、地すべり、がけ崩れ等による被害が予想されることから、土砂災害警戒区域等を中心に警戒が必要である。

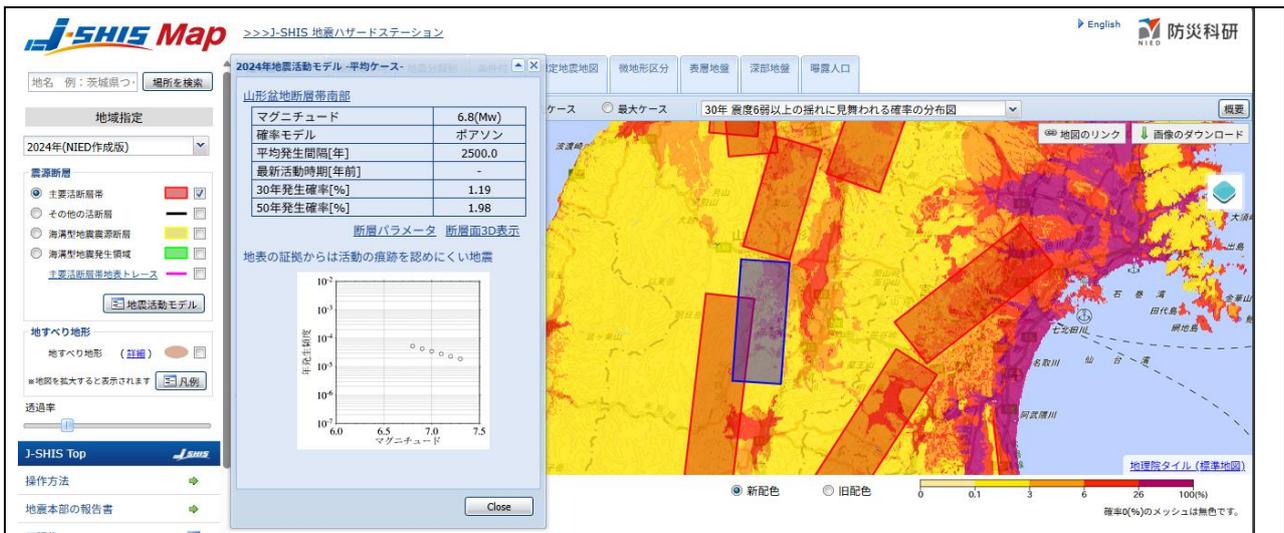


(土砂災害：ハザードマップ)



(地震：J-SHIPS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、マグニチュード7程度の地震が発生する確率は、30年以内1.19%、50年以内1.98%になっている。



(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。当町では新型コロナウイルス感染症から住民を守り、治療を必要とする住民が安心して医療機関を受診できるよう発熱や風邪症状のある患者に対して、事前連絡のうえでの受診を呼びかけ・特にコロナ流行時には、直接来院を避け、電話での事前相談が徹底されている。

(2) 商工業者の状況

- 管内商工業者数 261人
- 小規模事業者数 234人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
建設業	55	53	町内に広く分布している
製造業	27	22	町内に広く分布している
卸・小売業	69	58	町内に広く分布している
宿泊業、飲食店	27	23	町内に広く分布している
その他	83	78	町内に広く分布している
合計	261	234	

※統計名:令和3年経済センサス-活動調査 事業所に関する集計より

(3) これまでの取組

- 1) 当町の取組
 - ・朝日町地域防災計画の策定
- 2) 当会の取組
 - ・事業者BCPに関する国の施策等の周知
 - ・山形県火災共済協同組合や損害保険会社等と連携した加入促進
 - ・商工会災害状況報告システム活用による迅速かつ効率的な被害状況の把握

II 課題

当町における小規模事業者の防災・免災・免疫対策への支援における課題は次のとおりである。

(1) 事業者BCPの策定が進んでいない

管内事業所のうち、既にBCPを策定している事業者は、大手フランチャイズ加盟店など、商工業者全体でもごく一部に限られている。小規模事業者のほとんどは策定していない現状にある。

したがって、事業者BCPの策定に関する町全体の取組状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業所独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取組も本格化していないのが実態である。また、普及・啓発活動についても、町、商工会の連携による取組がなされていないため、更なる推進のためには連携による取組強化を図る必要性がある。

(2) 策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業BCP策定に関する支援スキルに習得に課題があり、研修会・専門知識やノウハウをもつ専門家等との連携による知識・ノウハウの習得が必要である。

(3) 報告ルートの未整備、町との連携体制が整っていない

現状では、それぞれ事前対策や応急対策をおこなうことになっているが、連携・協力体制が具現化されていない。

III 目標

朝日町地域防災計画並びに朝日町国土強靱化地域計画に基づき、大規模自然災害等への備えとして、事前防災の強化と早期復旧体制の構築を進め、町と商工会が連携し災害発生時にも地域の機能が維持されるよう、次の取組をおこなう。

(1) 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

(2) 職員の策定支援スキルの向上

災害発生後、速やかな復興支援が行えるよう、山形県商工会連合会等が主催する職員向け研修会を活用して職員の支援スキルを向上させるとともに、支援マニュアルを策定する。

(3) 1) 被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当町、当会との間における被害情報報告ルートを構築する。

2) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と朝日町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・当町の地域防災計画並びに国土強靱化地域計画に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報「商工あさひ」や町広報、商工会ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・朝日町商工会事業継続計画を令和9年度中に作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状を確認し、結果を基にフォローアップを行う。
- ・当会及び当町で適宜、電話やメール等で支援情報等を共有するほか、必要に応じて連絡会議を開催し、状況確認や改善点等について情報を共有する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強の地震、洪水、土砂災害）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定、関係機関へ連絡する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、朝日町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

1) 応急対策の実施可否の確認

【安否確認の対象と目標時間】

安否確認の際は、「本人・家族の被災状況」「近隣の家屋被害や道路状況」などの大まかな被害状況」「業務従事の可否」について情報を収集する。

団体名	内 容
朝日町総合産業課	○職員：発生後 1 時間以内に緊急連絡網（携帯電話）にて確認
朝日町商工会	○職員：発生後 1 時間以内に LINE グループにて確認 ○三役：3 時間以内に LINE グループにて確認 ○役員：1 日以内に携帯電話にて確認 ○会員：2 日以内に役員を通じ地区毎の会員安否を確認

安否及び業務従事可否確認結果の連絡窓口

団体名	連絡窓口		報告先
	第 1 順位	第 2 順位	
朝日町総合産業課	課長	主査	災害対策本部
朝日町商工会	事務局長	業務課長	山形県商工会連合会

2) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等を把握、共有した時点において、朝日町総合産業課課長と当会事務局長との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対応の方針を決める。但し、職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後の出勤とする。

【被害規模の目安と応急対応の内容】

被害規模	被害の状況	応急対応の内容
大規模な被害がある	1. 地区内の 10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地区内の 1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 3. 被害が見込まれる地域において連絡が取れない。若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	①緊急相談窓口の設置、相談業務 ②被害調査、経営課題の把握 ③復興支援施策の立案、実行
被害がある	1. 地区内の 1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地区内の 0.1 %程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①緊急相談窓口の設置、相談業務 ②被害調査、経営課題の把握
ほぼ被害がない	1. 目立った被害の情報がない	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

【被害情報等共有間隔】

期間	情報共有の間隔
発災直後	速やかに情報を共有する
発災後～1 週間以内	1 日に 3 回（9 時、12 時、16 時）共有する

			等による聞き取り
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認調査 (非住宅被害・商工被害) 間接被害の大まかな確認調査 (再開可否・商品原材料調達状況、風評 等)	地域内小規模事業者を対 象に巡回訪問による聞き 取り
3	発災3日後 ～14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開・資金繰り・保険請求手続き 等)	地域内小規模事業者を対 象に巡回訪問・窓口相談 による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

3) 被災事業者施策の周知

応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により地域内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地域内小規模事業者に対する復興支援 >

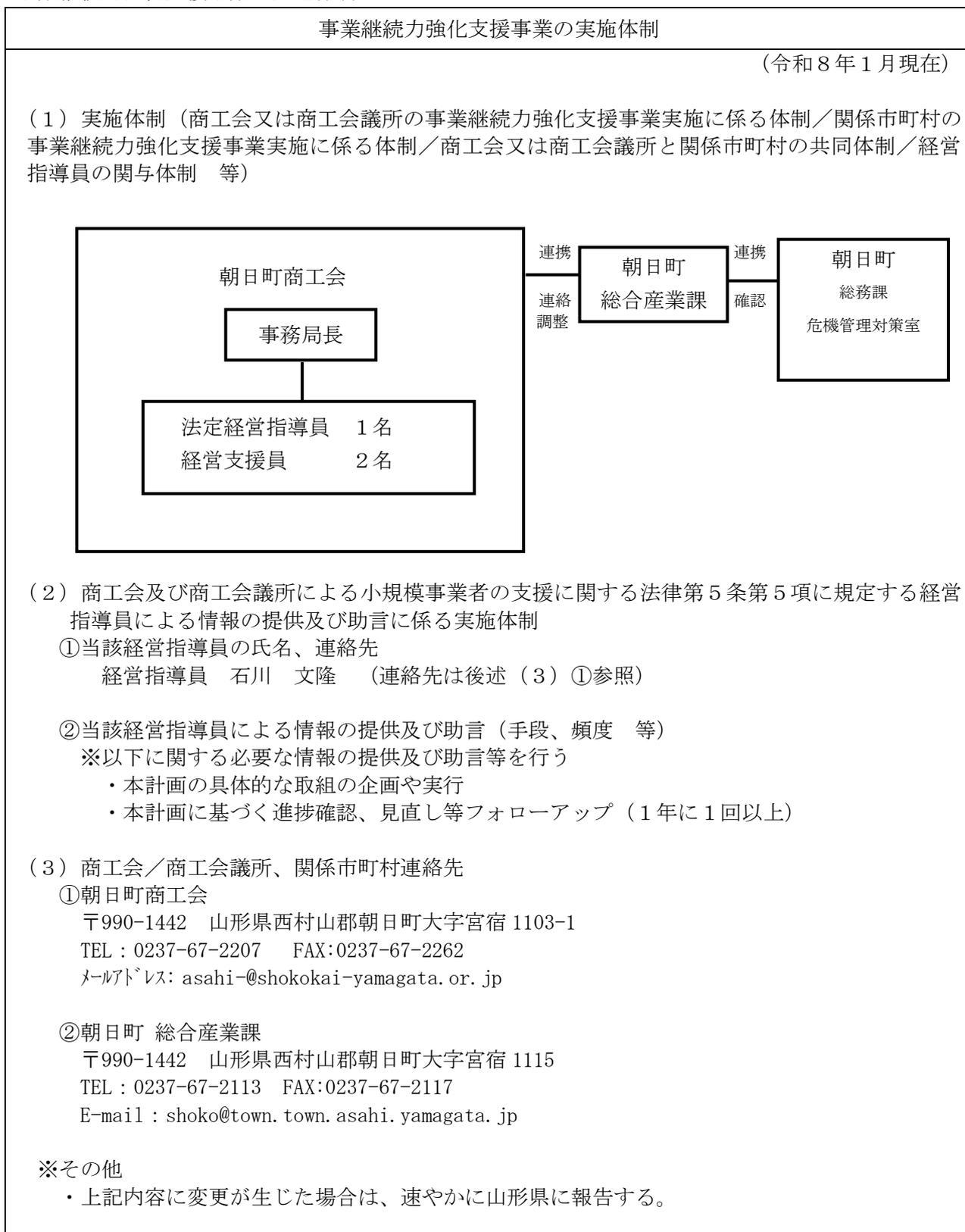
- 1) 山形県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山形県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
1. セミナー等開催費	150	150	150	150	150
2. パンフ、チラシ作成費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、町補助金、県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

